

／ 新設しました ／

令和8年度

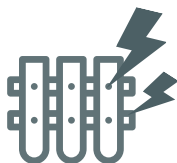
十和田市

# 有害鳥獣被害防止

## 観光施設等支援事業補助金

観光客等の安全を確保するため  
十和田湖畔地区・奥入瀬溪流地区の宿泊事業者等が実施する  
鳥獣被害防止対策事業に対し、費用の一部を補助します

### 鳥獣被害防止対策事業 1 / 2 補助 (最大 15 万円)



#### 物理的侵入防止対策

- ・施設周辺への電気柵の設置 等



#### 誘因物となる樹木の根元からの伐採

- ・施設周辺のクリ・クルミ・ミズナラ等の伐採



#### 有害鳥獣の検知・監視

- ・AIカメラの設置・導入 等



#### 観光客等の安全確保に係る情報提供・注意喚起

- ・施設周辺への注意喚起看板の設置 等

補助対象経費

報償費・印刷製本費・手数料・委託料・賃借料・工事請負費・備品購入費 等

当補助金は、**先着順で予算の範囲内での交付とし、事業終了後の精算払い**とします。

**！事業を行う前に観光課へご相談ください！**

補助対象要件等は裏面をご覧ください。

## 補助対象要件

- 市内十和田湖畔地区・奥入瀬溪流地区に事業所を有する法人または個人事業主
- 次のいずれかに該当する事業者  
( 宿泊事業者 飲食事業者 観光事業者 小売事業者 )
- 市税を滞納していないこと
- 令和8年度十和田市放任果樹等伐採事業補助金の交付を受けていないこと

※風俗営業法第2条に定める営業や、十和田市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団関係者、政治活動・宗教活動等を行う事業者は除きます。

### 各種補助金等との併用に関する注意事項

当補助金以外に国庫補助金その他の収入がある場合、補助対象経費の合計額からその収入額を控除した額を算出してから補助金の額を計算します。

### 補助金交付までの流れ \*詳しくは市ホームページに掲載の補助金交付要綱をご確認ください。

#### 1 観光課へ補助金申請を相談

- 補助金交付要綱を確認し、事業内容や事業規模(金額)/着手予定日等の事項をお知らせください。
- 当補助金予算残/市債権者登録の有無等を確認し必要な手続きをご案内します。

#### 4 変更・中止は速やかに届出

- 補助事業の内容を変更・中止しようとするときは、市の承認が必要です。
- 事業計画変更(中止)承認申請書を提出し、必ず市の審査・承認可否決定を受けてください。

#### 2 補助金申請書提出

- 補助金交付要綱を確認し交付申請書ほか必要書類を揃えて、申請書を提出してください。申請後に内容の審査を行います。

#### 5 実施報告書提出

- 補助事業・経費の支払が完了したときは、必要書類を揃えて速やかに実績報告書を提出してください。
- 提出期限にご注意ください。

#### 3 交付決定後、事業着手

- 交付決定された事業者には、交付決定通知が届きます。通知が届いたら、申請内容に沿って事業を実施してください。

#### 6 補助金確定・交付請求

- 実績報告の内容を審査し適正と認められると補助金額確定通知書が届きます。
- 確定通知書受領後、市に交付請求書を提出すると、補助金が交付されます。

問合せ・申請

十和田市 観光課 観光企画係

〒034-8615

青森県十和田市西十二番町6-1

MAIL: kanko@city.towada.lg.jp

TEL: 0176-51-6771(直通) FAX: 0176-22-9799

